

第31 - 2号議案関係資料

## 建設関係事業（公の施設）の取扱いについて

平成15年10月

鹿児島地区合併協議会

(様式1)

# 事務事業現況調査総括表

## (21) 建設関係事業(公の施設)

建設専門部会

番号	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	喜	入	松	元	郡	山	区	分	経	過
1	公園													B			
2	市営及び町営住宅													B			
3	市道及び町道													B			
4	港湾		x					x		x		x		B			
5	砂防関連施設	x	x					x		x		x		B			
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	

番号	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	喜	入	松	元	郡	山	区	分	経	過
21																	
22																	
23																	
24																	
25																	
26																	
27																	
28																	
29																	
30																	
31																	
32																	
33																	
34																	
35																	
36																	
37																	
38																	
39																	
40																	

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。

## 行政制度等の調整方針(案)

(21) 建設関係事業(公の施設)

建設専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町
1 公園	504公園 (公園緑化課所管)  管理運営については、「鹿児島市公園条例」による。	13公園 (牟礼岡中央公園、牟礼岡第2公園、牟礼岡第3公園、牟礼岡第4公園、牟礼岡第5公園、牟礼岡第6公園、牟礼岡第7公園、牟礼岡第8公園、牟礼岡第9公園、牟礼岡第10公園、牟礼岡第11公園、前迫団地公園、早馬下公園)  管理運営については、「吉田町地域公園の管理に関する条例」による。	2公園 (城山自然恐竜公園、クロマツ親水公園)  管理運営についての条例なし。	7公園 (井手之河公園、みどり公園、ひまわり公園、星和公園、月野公園、かじか公園、仮屋崎公園)  管理運営については、「喜入町公園の設置及び管理に関する条例」による。
2 市営及び町営住宅	【公営住宅】 35住宅 10,129戸  管理運営については、「鹿児島市営住宅条例」による。	【公営住宅】 9住宅 60戸 (6号団地、15・16号団地、20号団地、大原住宅、大原団地、梅ヶ丸団地、高岡団地、桑之丸団地、東団地)  管理運営については、「吉田町町営住宅管理条例」による。	【公営住宅】 6住宅 91戸 (藤野団地、小池団地、中尾団地、西道団地、袴腰団地、長谷浜団地)  管理運営については、「桜島町公営住宅管理条例」による。	【公営住宅】 18住宅 73戸 (瀬々串A、瀬々串B、瀬々串C、中名B、宮地、一倉A、一倉B、一倉C、一倉D、一倉E、前之浜A、前之浜B、前之浜C、前之浜D、生見A、生見B、生見C、生見D)  管理運営については、「喜入町公営住宅管理条例」による。
	【特定公共賃貸住宅】 1住宅 15戸 (下荒田住宅)  管理運営については、「鹿児島市営住宅条例」による。	該当なし。	【特定公共賃貸住宅】 3住宅 9戸 (西白浜団地、松浦団地、東白浜団地)  管理運営については、「桜島町特定公共賃貸住宅管理条例」による。	該当なし。
	該当なし。	該当なし。	【若者定住促進住宅】 3住宅 6戸 (武若者いきいき住宅団地、二俣若者いきいき住宅団地、藤野若者いきいき住宅団地)  管理運営については、「桜島町若者いきいき住宅条例」による。	該当なし。

(様式2) その2

(21) 建設関係事業(公の施設)

建設専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
1公園 (松元町折尾運動公園)  管理運営については、「松元町折尾運動公園の設置及び管理に関する条例」による。	1公園 (早馬公園)  管理運営については、「郡山町観光施設の設置及び管理に関する条例」による。	それぞれ管理運営が異なる。	5町の公園については、合併時に鹿児島市の公園として引き継ぐものとし、管理運営については、鹿児島市の制度に統合することを基本に合併時までに調整するものとする。  桜島町のクロマツ親水公園のうち県が設置した施設については、管理業務を合併時に鹿児島市に引き継ぐものとする。
【公営住宅】 4住宅 89戸 (上谷口井之上団地、石谷高塚団地、上谷口入田団地、春山屋村台団地)  管理運営については、「松元町営住宅設置管理条例」による。	【公営住宅】 7住宅 94戸 (ストリームタウン賦合、花尾町営住宅、南方町営住宅、中福良町営住宅、甲突町営住宅、西俣町営住宅、花尾第2町営住宅)  管理運営については、「郡山町町営住宅の設置及び管理に関する条例」による。	それぞれ管理運営が異なる。	5町の公営住宅については、合併時に鹿児島市の公営住宅として引き継ぐものとし、管理運営については、鹿児島市の制度に統合することを基本に合併時までに調整するものとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。 それぞれ管理運営が異なる。	桜島町の特定公共賃貸住宅については、合併時に鹿児島市の特定公共賃貸住宅として引き継ぐものとし、管理運営については、鹿児島市の制度に統合することを基本に合併時までに調整するものとする。
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。	桜島町の若者いきいき住宅については、合併時に鹿児島市のその他住宅として引き継ぐものとし、管理運営については、鹿児島市の公営住宅の制度に統合することを基本に合併時までに調整するものとする。

## 行政制度等の調整方針(案)

(21) 建設関係事業(公の施設)

建設専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
3 市道及び町道	市道 道路延長 1,849km	町道 道路延長 135km	町道 道路延長 131km	町道 道路延長 183km
4 港湾	9港 (野尻港・湯之持木港・古里港・有村港・塩屋ヶ元港・宇土港・浦之前港・園山港・高免港)	該当なし。	10港 (古河良港・新島港・赤生原港・白浜港・西道港・武港・二俣港・松浦港・藤野港・長谷港)	該当なし。
5 砂防関連施設	該当なし。	該当なし。	金床砂防公園 ・公園施設 設置：国及び桜島町 管理：桜島町 ・砂防施設 設置及び管理：国	該当なし。

(様式2) その2

(21) 建設関係事業(公の施設)

建設専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
町道 道路延長 130km	町道 道路延長 113km		5町の町道については、合併時に鹿児島市の市道として引き継ぐものとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び桜島町のみ。	桜島町の港湾については、合併時に鹿児島市の港湾として引き継ぐものとする。
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。	桜島町が設置した公園施設については、合併時に鹿児島市の砂防関連施設として引き継ぐものとし、管理については、合併時までに見直すものとする。  国が設置した公園施設については、管理者の見直しを含め、合併時までに関係機関と調整するものとする。